## 熱捐失防止改修工事証明書

//////////////////////////////////////					
証明申請者		住 所			
		氏 名			
家屋番号及び所在地					
工事の種別及び内容	必須となる改修工事		事窓	の断熱性を高める改修工事	
	上記と併せて行った		た 1	天井等の断熱性を高める改修工事	
	改修工事		2	壁の断熱性を高める改修工事	
			3	3 床等の断熱性を高める改修工事	
	工事の内容				
熱損失防止改修工事を含む工事の費用の額(全体工事費) 円					
上記のうち熱損失防止改修工事の費用の額					
ト記の丁重が地方税決附則第15条の9第9項に相定する執揖生防止改修丁重に該当することを証明し					

上記の工事が地方税法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事に該当することを証明します。

平成 証明を行った建 氏名又は名称 **印** 築士、指定確認検 住 所 査機関又は登録 一級建築士、二 住宅性能評価機 登 番 録 級建築士又は木 登録を受けた都道府県名 造建築士の別 (二級建築士又は木造建 築士の場合) 指定確認検査機 指定・登録年月日及び指 関又は登録住宅 定・登録番号 性能評価機関の 指定・登録をした者 場合 建築士が証明を 名 称 行った場合の当 所 在 地 該建築士の属す る建築士事務所 一級建築士事務所、二階建築士事務所又は木造 建築士事務所の別 登録年月日及び登録番号 指定確認検査機 氏 名 関が証明を行っ 住 所 た場合の調査を 建築士 一級建築士、 番 録 行った建築士又 の場合 二級建築士又 登録を受けた都道府県名 は建築基準適合 は木造建築士 (二級建築士又は木造建 判定資格者 の別 築士の場合) 建築基準適合判定資格者の場合 録 登録を受けた地方整備局 等名 登録住宅性能評 氏 名 価機関が証明を 住 所 行った場合の調 建築士 一級建築士、 録 番 査を行った建築 の場合 二級建築士又 登録を受けた都道府県名 士又は建築基準 は木造建築士 (二級建築士又は木造建 適合判定資格者 の別 築士の場合) 検定合格者 合格通知日付又は合格証書日付 建築基準適合判定資格 者検定合格者の場合 合格通知日付又は合格証書番号

## 備考

- 1 「証明申請者」の「住所」及び「氏名」の欄には、この証明書の交付を受けようとする者の住所及 び氏名をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。
- 2 「家屋番号及び所在地」の欄には、この当該工事を行った家屋の建物登記簿に記載された家屋番号 及び所在地を記載すること。
- 3 「工事の種別及び内容」の欄には、この証明書により証明をする熱損失防止改修工事について、次により記載すること。なお、「必須となる改修工事」の欄中「窓の断熱性を高める改修工事」とあるのは、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準(平成 18 年経済産業省・国土交通省告示第 3 号)別表第 1 に掲げる地域の区分におけるIV地域にあっては、「窓の日射遮蔽性を高める改修工事」とする。
  - (1) 「上記と併せて行った改修工事」の欄には、改修工事を行った部位(窓は必須とする。)が地方 税法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事 (以下「熱損失防止改修工事」という。) により新たに現行の省エネ基準を満たすこととなった場合において、当該工事が窓の断熱性を高め る改修工事と併せて行った当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で 囲むものとする(該当するものがない場合は記入を要しない。)。
  - (2) 「工事の内容」の欄には、工事を行った家屋の部分、工事面積、工法、熱損失防止改修工事の内容等について、当該工事が熱損失防止改修工事に該当すると認めた根拠が明らかになるよう工事の内容を具体的に記載するものとする。
- 4 「熱損失防止改修工事の費用の額」の欄には、窓の断熱性を高める改修工事及びそれと併せて行った「上記と併せて行った改修工事」の1から3のいずれかに該当する改修工事の費用の合計額を記載するものとする。
- 5 「証明を行った建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関」の欄における「氏名又は 名称」及び「住所」の欄について、指定確認検査機関が証明した場合であって当該機関が指定を受 けた後に建築基準法第77条の21第2項の規定により変更の届出を行ったときは、当該変更の届出 を行った名称及び住所を、登録住宅性能評価機関が証明した場合であって当該機関が登録を受けた 後に住宅の品質確保の促進等に関する法律第10条第2項の規定により変更の届出を行ったときは、 当該変更の届出を行った氏名又は名称及び住所を記載するものとする。
- 6 「登録住宅性能評価機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者 検定合格者」の欄における「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合 格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄について、建築基準法の一部を改正する 法律(平成10年法律第100号)附則第2条第2項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格 したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号を記載するものとする。